

# 青森県報

第三千五百八十二号

平成二十四年  
八月二十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 一

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 一

生活保護法による医療機関の指定…………… (同) …… 二

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… (同) …… 二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢福祉課) …… 二

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 三

公共測量の実施…………… (監理課) …… 三

### 教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 三

### 人事委員会

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)…………… (職員課) …… 四

### 公営企業

## 訓 令

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「骨髓液」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第六百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程…………… (整備企画課) …… 四  
青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (病院局) …… 四  
(経営企画室) …… 四

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
弘前歯科中央クリニック	弘前市大字城東三丁目六の一	平成四・六三〇

青森県告示第六百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
弘前歯科中央クリニック	弘前市大字城東三丁目六の一	平成四・七二

青森県告示第六百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	有限会社はら調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	平成四・七一
変更後	つがる調剤薬局		

青森県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の一	居宅介護支援事業所ほおずき	八戸市大字是川字転道平一の一	平成三・一八

青森県告示第六百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により告示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	有限会社キ ユア在宅介 護	主たる事務所の 所在地	弘前市大字清原三丁 目一〇の八	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
	名 称	キュア プラン	所 在 地	黒石市松原七八の一			平成 二四・九一

青森県告示第六百四十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町三八 富田 重基 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町一〇〇の三 田澤 憲一	鰺ヶ沢区域 鰺ヶ沢漁業協 同組合の地区	総トン数二十ト ン以上百ト ン未満の漁船 及び総トン数 十トン以上二 十トン未満の 漁船及び漁業 つり漁業

青森県告示第六百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
- 六ヶ所村
- 二 測量の種類
- 公共測量（4級基準点測量計画図作成）
- 三 測量の期間
- 平成二十四年七月十八日から平成二十五年三月二十六日まで
- 四 測量の地域
- 上北郡六ヶ所村大字尾駸地域

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令第七号

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

この訓令は、公表の日から施行する。

### 人事委員会

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月二十四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第三号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年八月二十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第三号及び別表第五特別休暇の項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭